

③特別支援教育の実施

○「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」(平成17年12月8日中央教育審議会) ※主な提言内容

- 1 障害のある児童生徒などの教育について、従来の「特殊教育」から、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」に継承・発展すること。
- 2 盲・聾・養護学校の制度を、複数の障害種別を教育の対象とすることができる学校制度である「特別支援学校」に転換し、盲・聾・養護学校教諭免許状を「特別支援学校教諭免許状」に一本化すること。
- 3 特別支援学校の機能である地域の特別支援教育のセンターとしての機能を法律上明確に位置づけること。
- 4 小・中学校において、学習障害(LD)・注意欠陥多動性障害(ADHD)を新たに通級による指導の対象とすること。

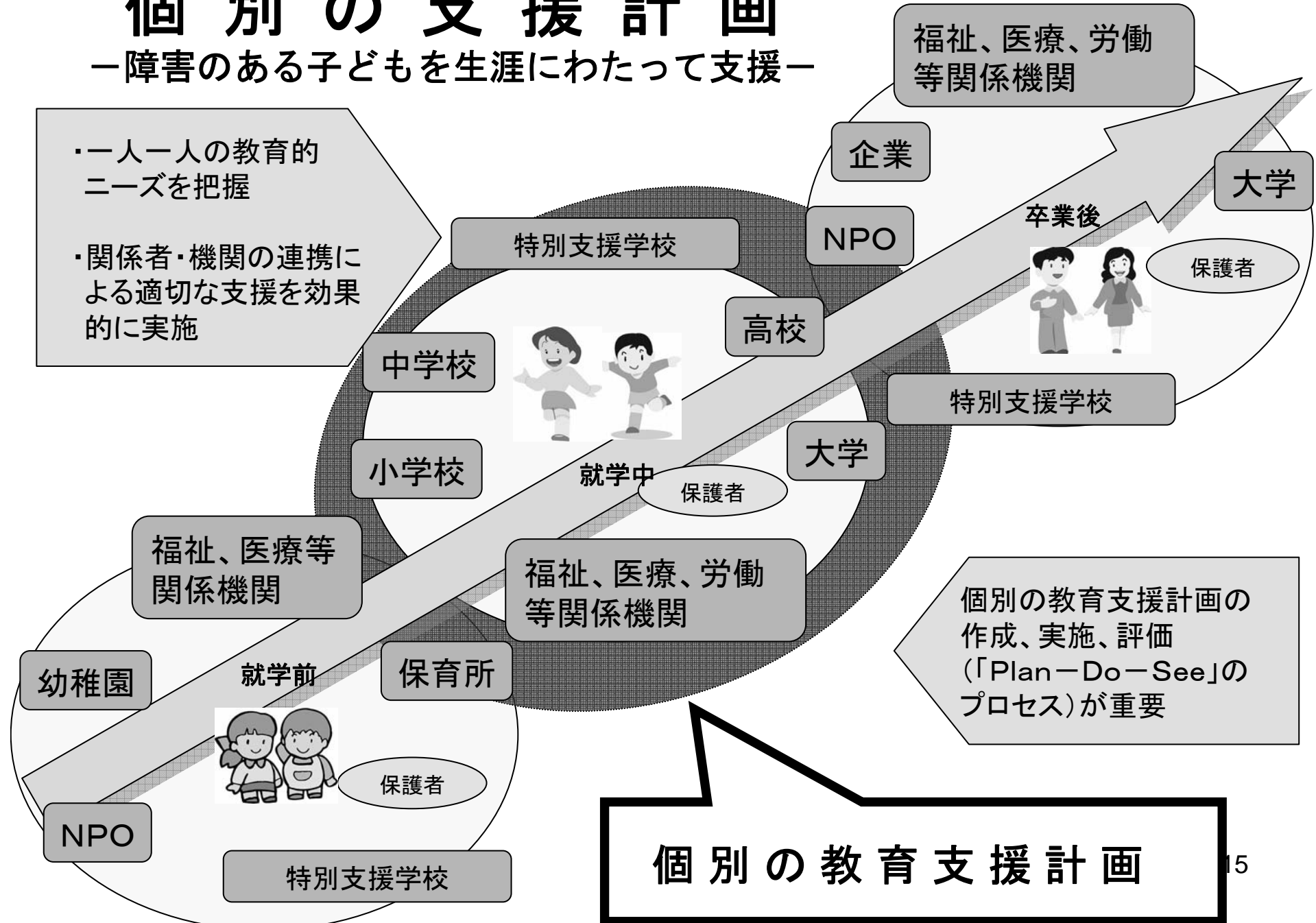
<制度改正の概要>

※ ①はH18.4～、②～④はH19.4～

- ① 通級による指導の対象にLD・ADHDを追加
- ② 「盲・聾・養護学校」について、複数の障害種別を受け入れることができる「特別支援学校」に転換
- ③ 小中学校等においても特別支援教育を推進することを法律上明確に規定
- ④ 障害のある児童の就学先を決定する際、保護者の意見も聴くことを義務付け

個別の支援計画

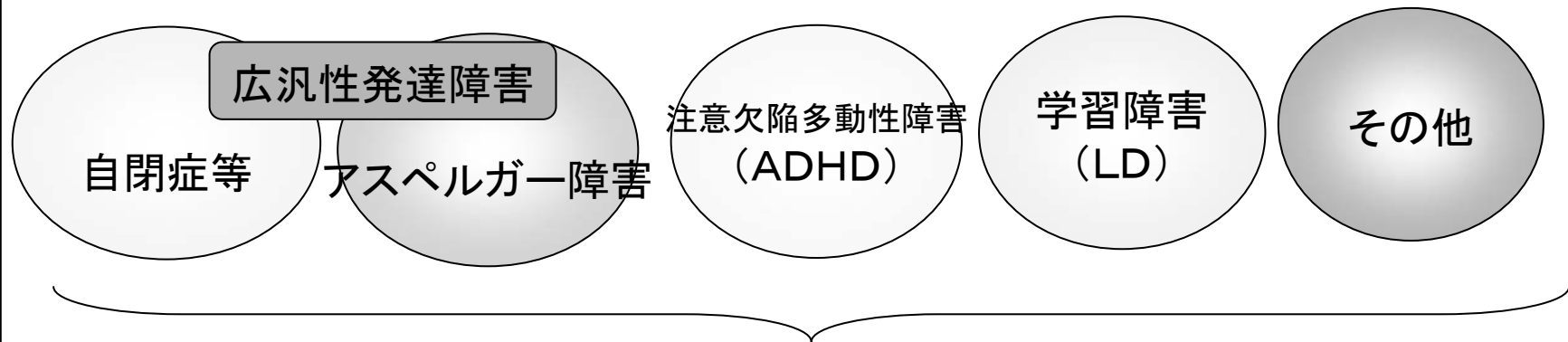
—障害のある子どもを生涯にわたって支援—



個別の教育支援計画

④発達障害者支援法の施行

○ 発達障害とは？



通常低年齢で発現する脳機能の障害



- 障害の早期発見・早期対応及び乳幼児期、学童期、青壮年期に至るまでのライフステージに応じた一貫した支援が重要
→ 発達障害者支援法の制定(平成17年4月施行)

発達障害者支援法のねらいと概要

I ねらい

- 発達障害の定義と発達障害への理解の促進
- 発達障害者に対する生活全般にわたる支援の促進
- 発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保

II 概要

定義：発達障害＝広汎性発達障害（自閉症等）、学習障害、注意欠陥多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害

就学時検診における
発見
乳幼児健診等による
早期発見

早期の発達支援
専門的発達支援

特別支援教育体制の
推進
小中学校児童・生徒の
6%

放課後児童健全育成
事業の利用

発達障害者の特性に
応じた適切な就労の
機会の確保

発達障害者の権利
擁護
地域における自立し
た生活の支援

発達障害者支援センター 専門的な医療機関の確保（都道府県）

専門的知識を有する人材確保 調査研究（国）